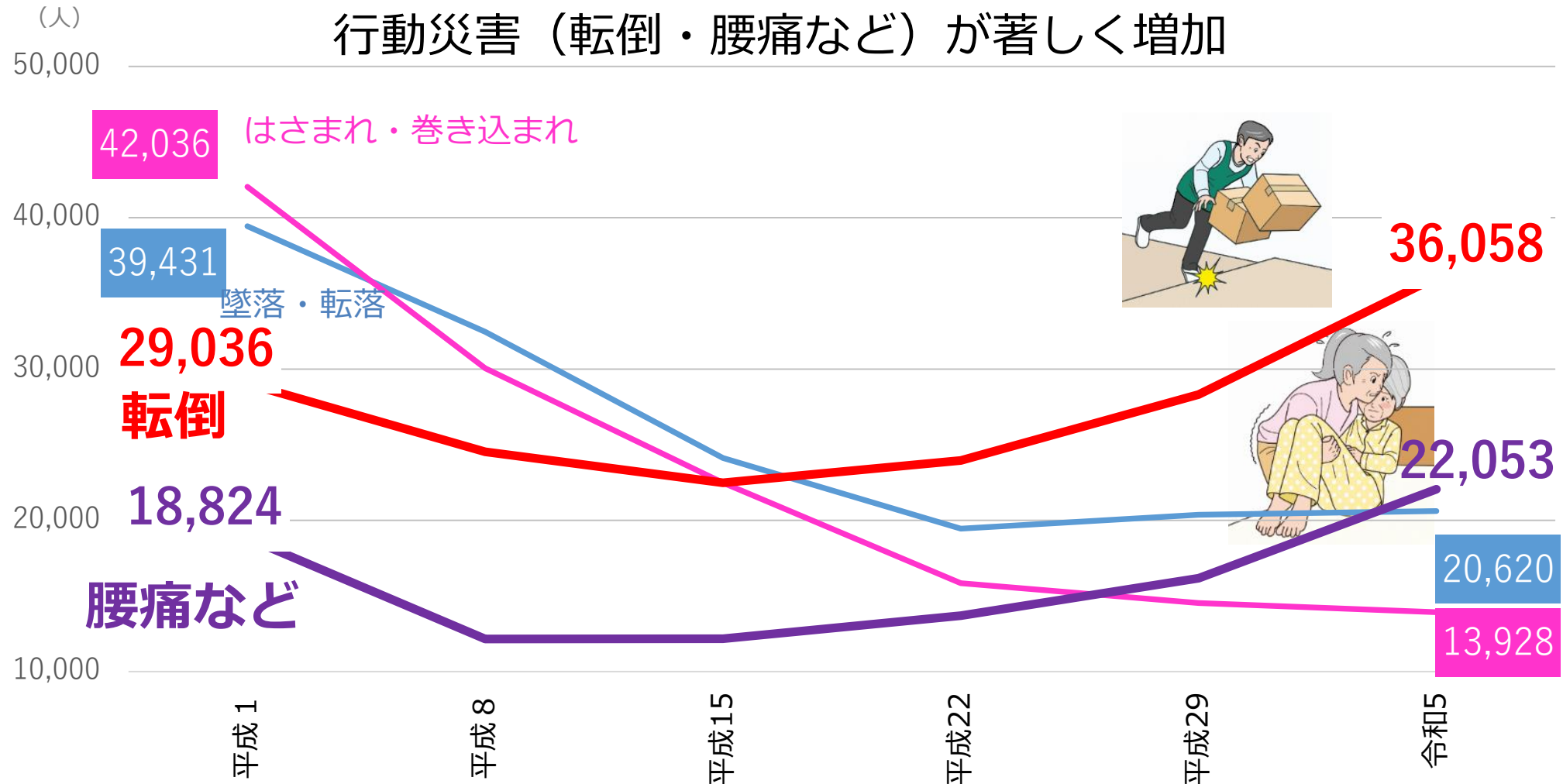


令和 6 年度介護保険施設等集団指導

山口労働局 労働基準部
健康安全課 資料

1-1 労働災害発生状況（全国・事故の型別）



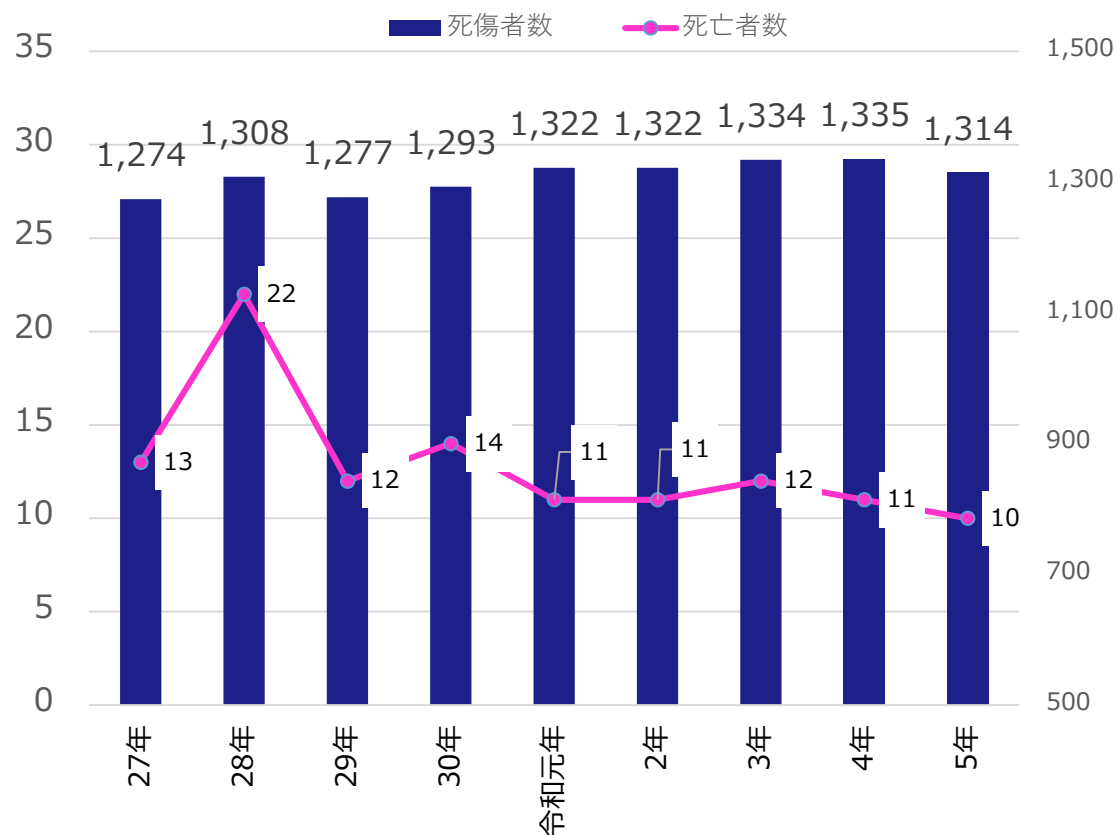
近年では、小売業・社会福祉施設などの業種で転倒、腰痛（＝**行動災害**）などによる労働災害が増加傾向

特に、設備・機械によるものから、**労働者本人の行動に起因**するものにシフト

1-2 労働災害発生状況（令和5年 山口県）

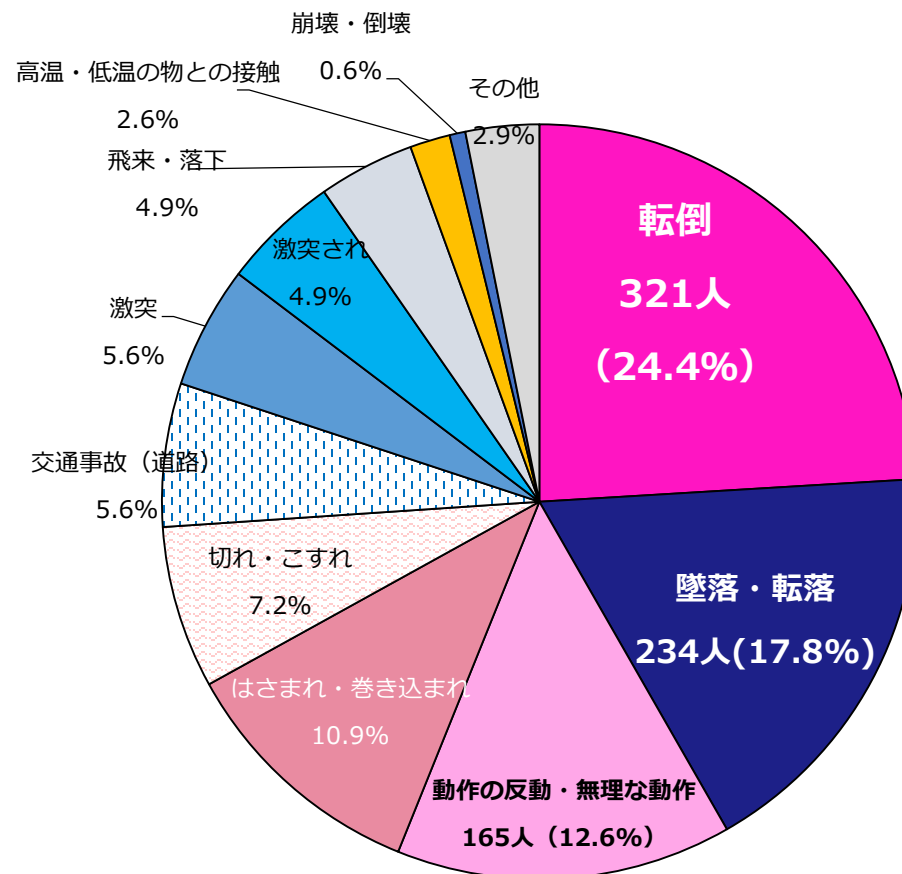
労働災害による死傷者数（休業4日以上）は1,314人で、前年に比べ21人減少。死傷者数1,314人のうち、**60歳以上の高年齢労働者は426人**で、全体の約1/3を占める。発生原因別では「**転倒**」による死傷者数がもっとも多く、全体の24.4%を占める。

労働災害の推移



※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出所：労働者死傷病報告

労働災害の発生原因（令和5年）

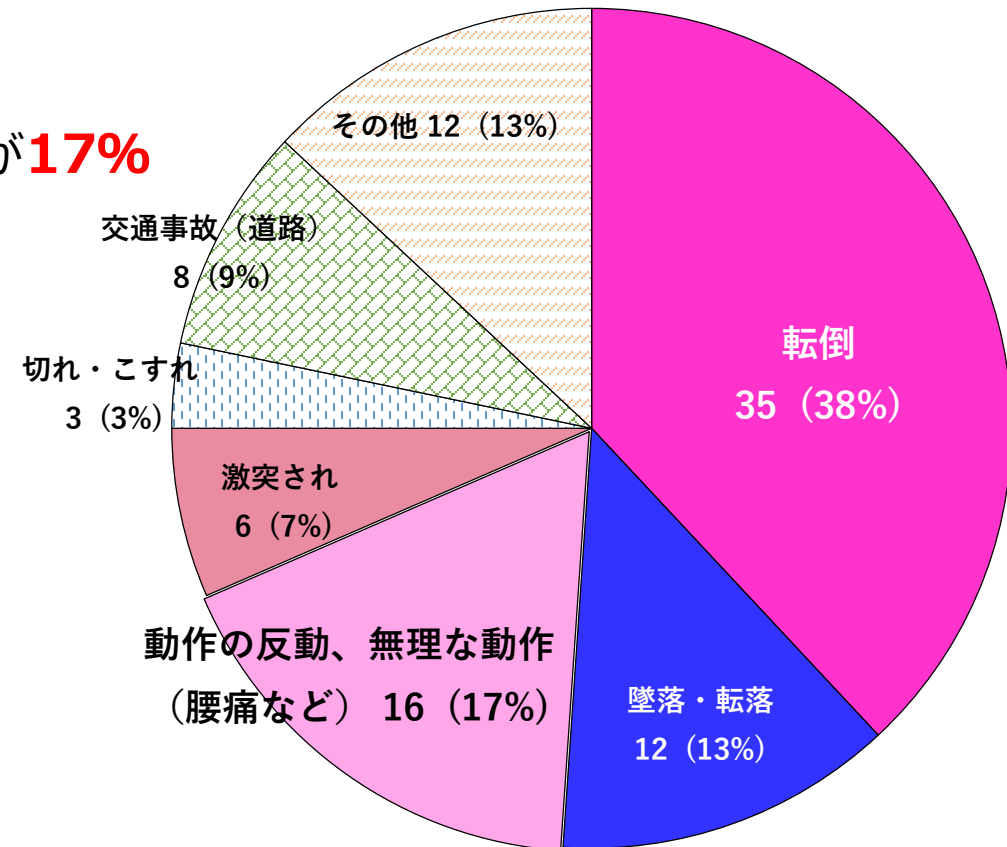


1-3 労働災害発生状況（社会福祉施設 令和6年12月末 速報値）

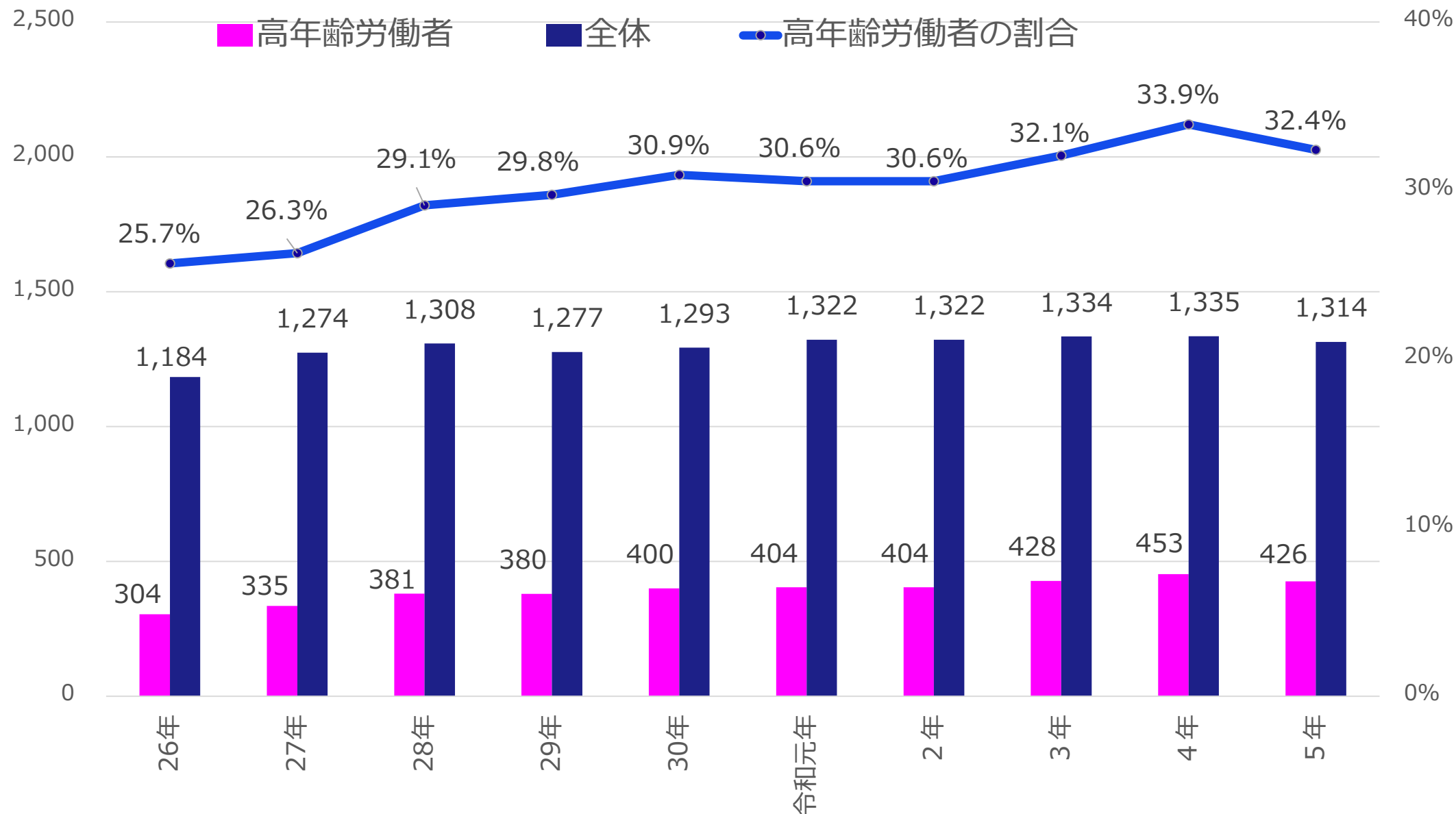
令和6年12月末日現在の社会福祉施設における休業4日以上之死傷者数は速報値で92人であり、昨年の同時期と比較して11人減少している。転倒が約4割、動作の反動・無理な動作を合わせ5割強。

社会福祉施設の労働災害の発生原因（令和6年）

- 「転倒」が**38%**
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**17%**



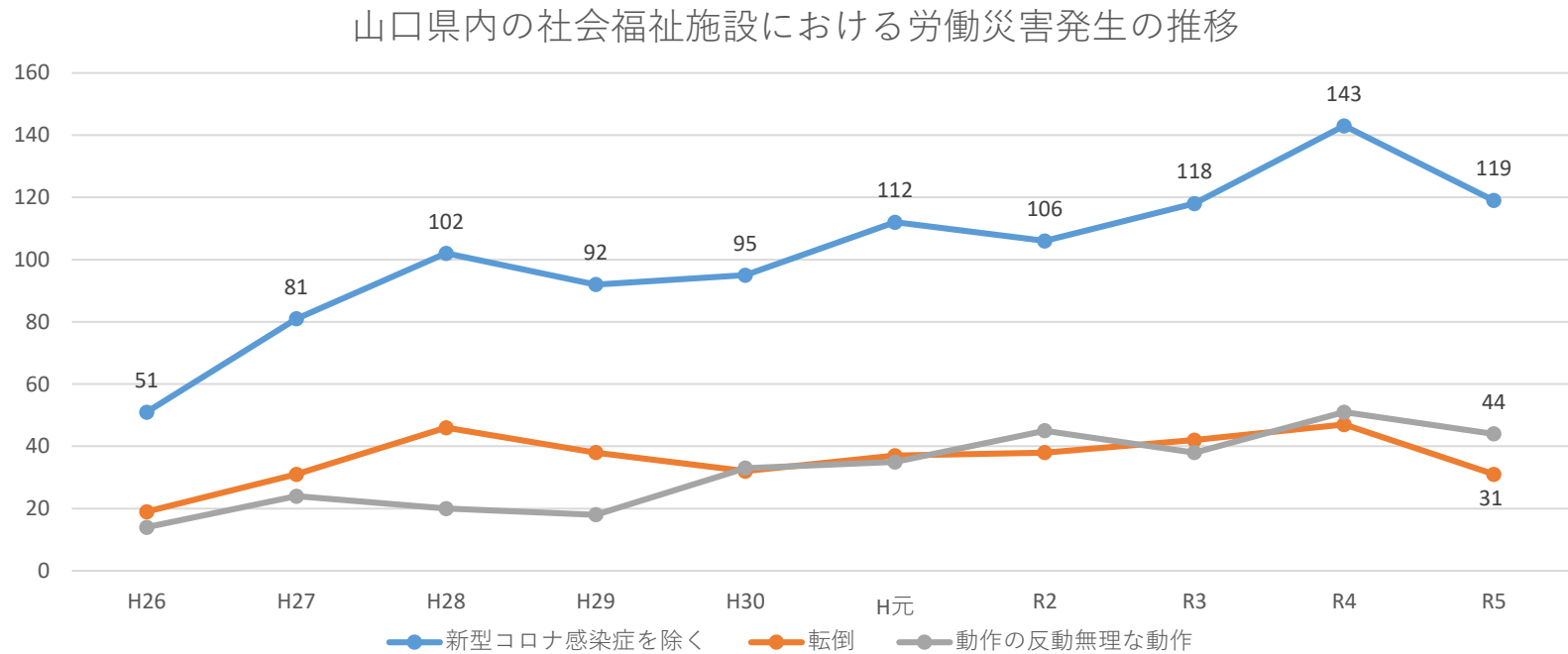
1-4 労働災害による死傷者数と高年齢者の割合（令和5年 山口県）



2-1 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設）

年	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
社会福祉施設	51	81	102	92	95	112	106	150	940	296	2025
								(118)	(143)	(119)	(1019)
								32	797	177	1006
転倒	19	31	46	38	32	37	38	42	47	31	361
動作の反動 無理な動作	14	24	20	18	33	35	45	38	51	44	322

括弧内の数字は新型コロナウイルス感染症を除く件数
赤字は新型コロナウイルス感染症件数



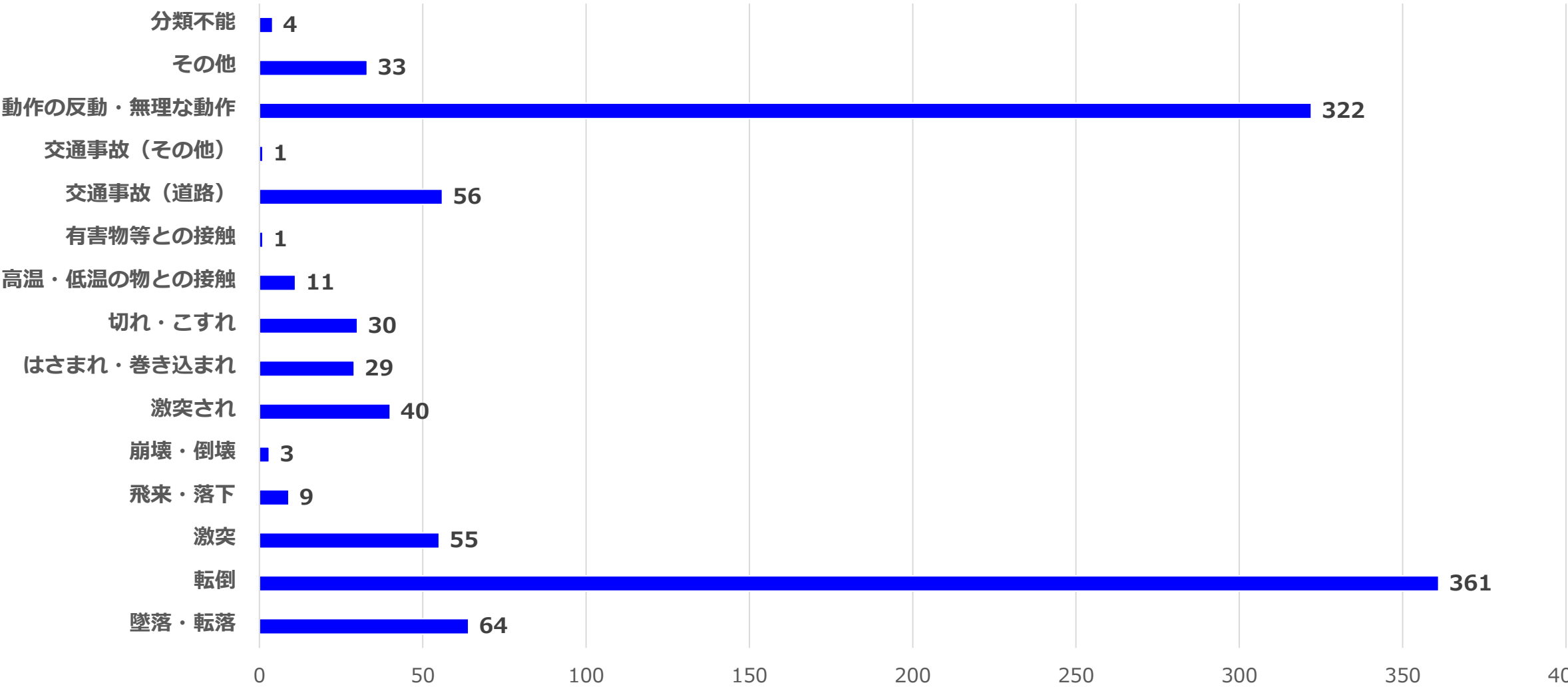
2-1 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設）解説

山口県内の社会福祉施設における労働災害発生状況（休業4日以上）

- ① 平成26年から令和5年の10年間で2,025件の報告がありましたが、
そのうち新型コロナウイルス感染症が、集計を始めた令和2年以降で1,006件
と49.7%を占めています。
- ② 新型コロナウイルス感染症を除くと、昨年までは増加傾向であったものが
令和5年は減少に転じましたが、過去10年間では2番目に多い件数で
した。
- ③ 新型コロナウイルス感染症を除く過去10年間の総数を事故の型別で分類す
ると、「転倒」が361件（35.4%）と最も多く、「動作の反動・無理
な動作」が322件（31.6%）と続き、この二つの事故の型で全体の
67%を占めています。（次ページ2-2で詳細を表示しています。）

2-2 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設・事故の型別）

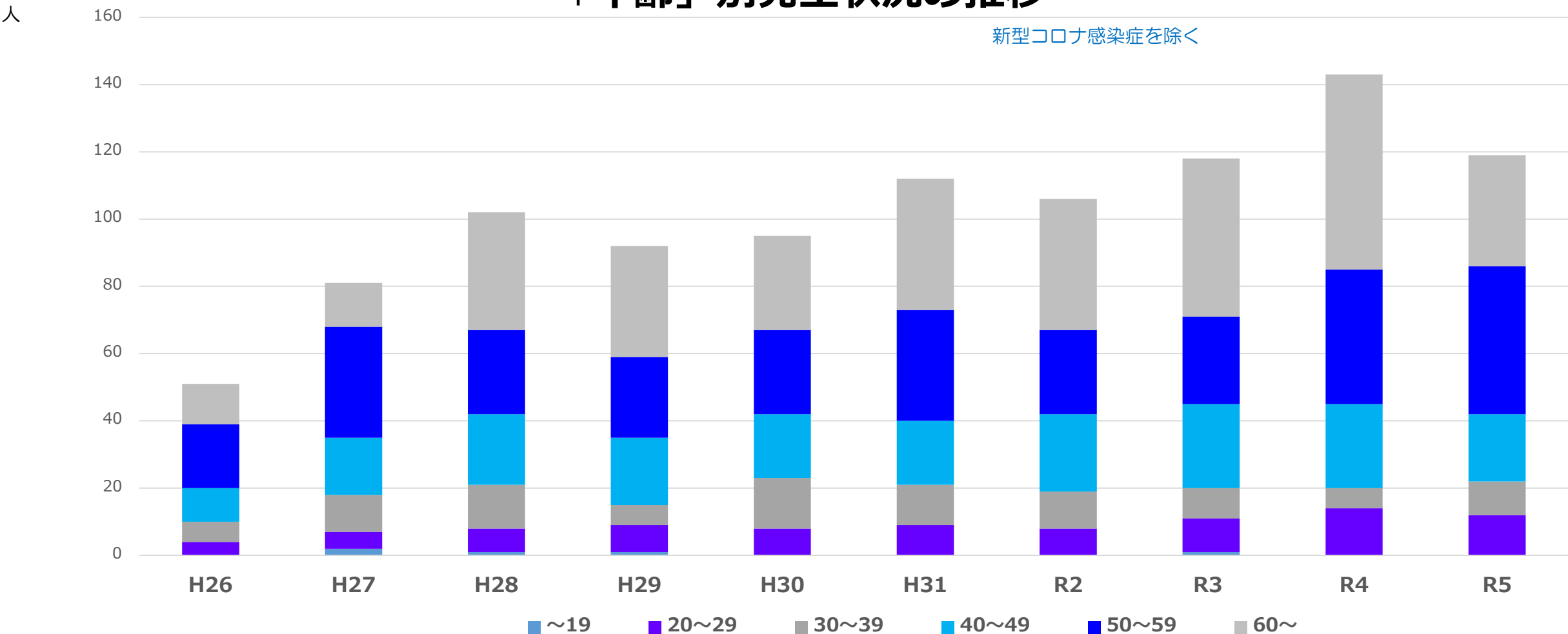
過去10年間の労働災害による死傷者数（休業4日以上）を事故の型別で見ると転倒が361人（35.4%）で最多。次いで動作の反動・無理な動作が322人（31.6%）と続く。2つを合計すると全体の67.0%。



2-3 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設・年齢別）

過去10年間の労働災害による死傷者数（休業4日以上）の発生状況（年齢）の推移。
50歳代が294人（28.9%）、60歳以上が337人（33.1%）で全体の61.9%を占める。

「年齢」別発生状況の推移



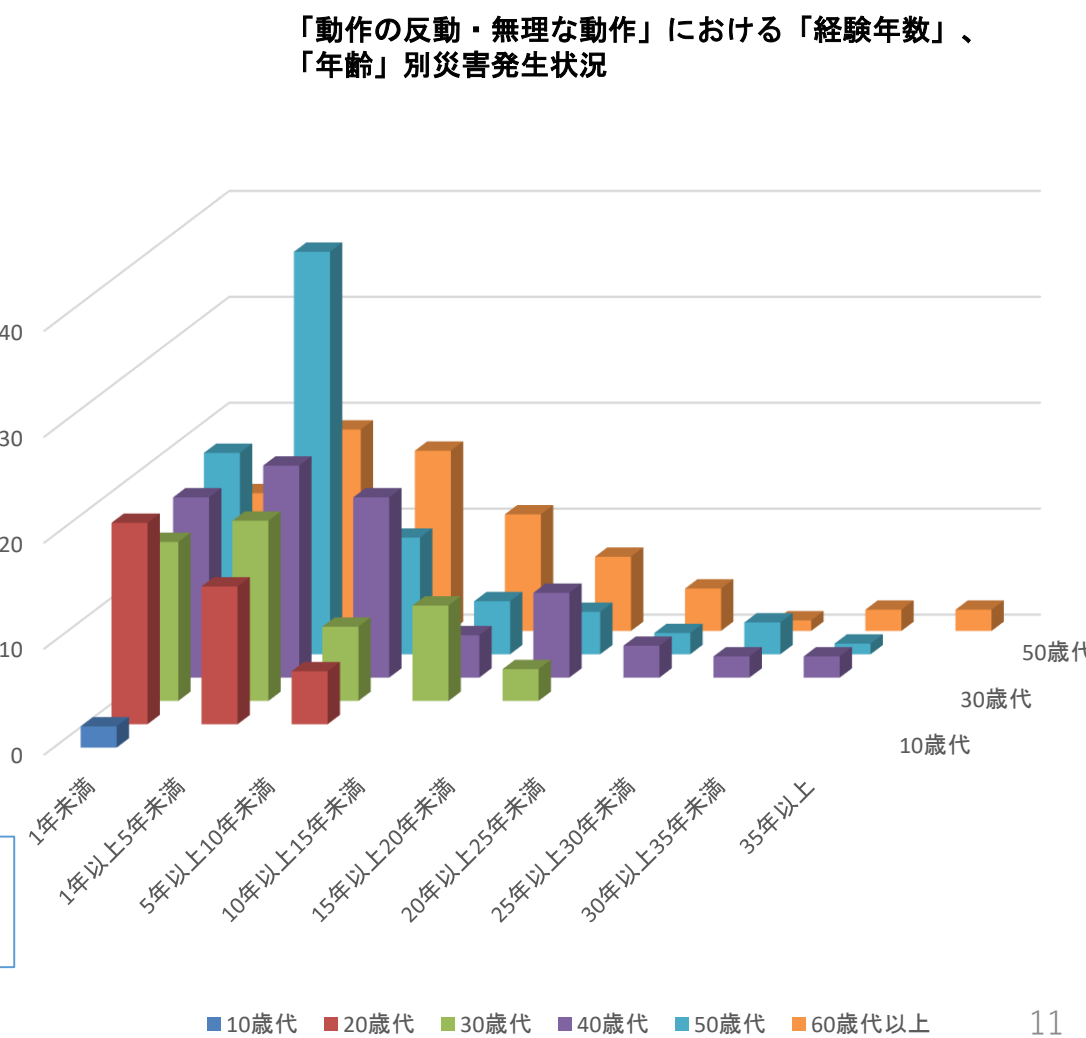
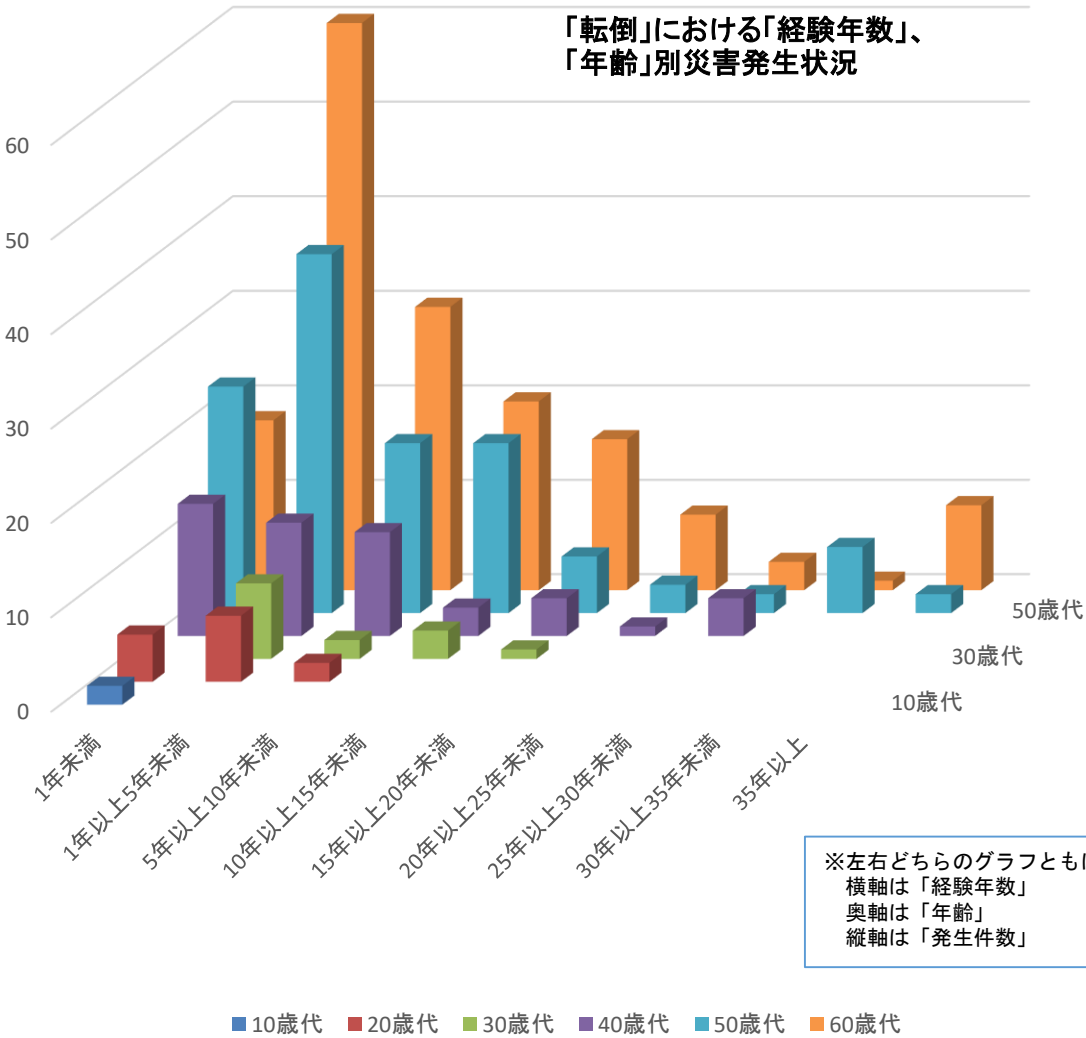
2-3 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設・年齢別）解説

新型コロナウイルスを除く過去10年間の労働災害による死傷者数（休業4日以上）の発生状況（年齢）の推移

- ① 50歳代が294人（28.9%）、60歳以上が337人（33.1%）で、50歳以上の中高年齢者の災害の割合は全体の61.9%を占めています。
- ② 50歳以上の中高年齢者の災害の割合は60%前後で推移しており、長期的に高止まりしている状況です。

2-4 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設・事故の型・年齢・経験年数別）

過去10年間の労働災害（転倒、動作の反動・無理な動作）による死傷者数（休業4日以上）合計の発生状況を経験年数別でみると、いずれも経験5年以下の者で多発。動作の反動・無理な動作は年齢を問わず発生。



2-4 労働災害発生状況（H26～R5 社会福祉施設・事故の型・年齢・経験年数別）解説

過去10年間の労働災害を、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」の二つの型、経験年数及び年代別の発生状況の推移

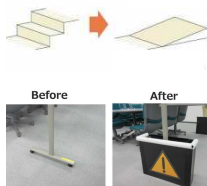
- ① 過去10年間の労働災害（転倒、動作の反動・無理な動作）による死傷者数（休業4日以上）の発生状況を見ると、**転倒は経験年数5年未満の中高年齢労働者で多発傾向**にあります。
- ② **動作の反動・無理な動作**は経験年数については転倒と同様に**5年未満に集中**していますが、転倒と異なり**年齢を問わず発生**しています。

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 ▶ 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 ▶ 介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 ▶ 適切な通路の設定
 ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

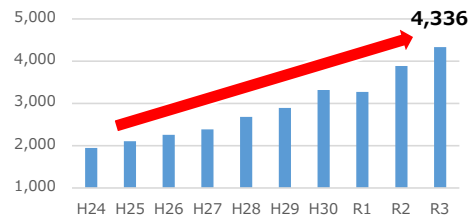
- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 ▶ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
 ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
 ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



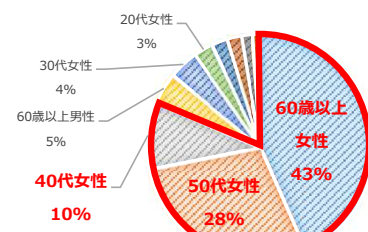
(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害（休業 4 日以上）の発生状況（令和 3 年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

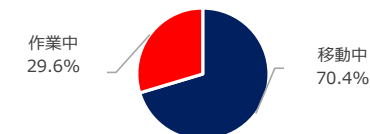
骨折（約70%）

- ・ 打撲
- ・ じん帯損傷
- ・ 捻挫
- ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

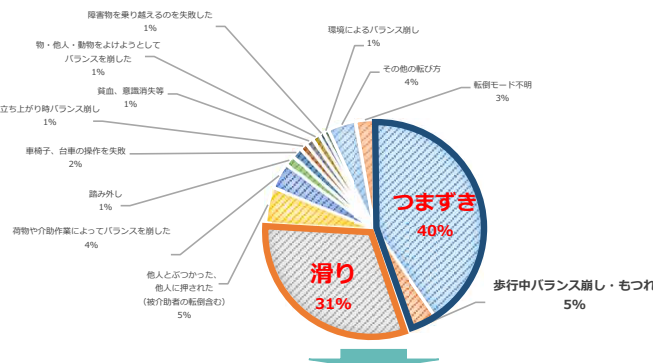
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」 をご覧ください
- 特に女性には加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



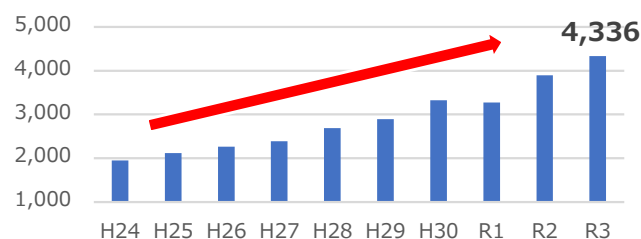
転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

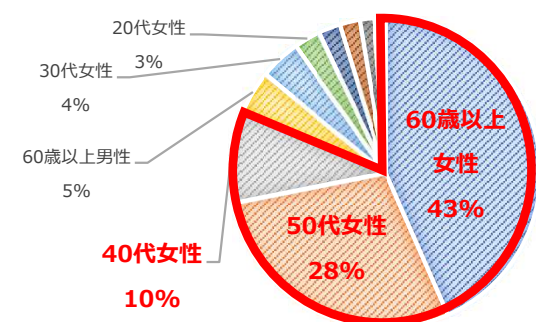
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

1. 何も無いところでつまずく、足がもつれて転倒

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

- ・人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、**転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。**
- ・走らないようにしましょう。

2. 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）

- ・前をよく見て歩行、作業しましょう。
- ・事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。

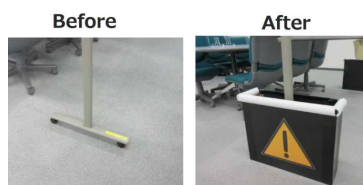
3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒

4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）

- ・よく見て歩行、作業しましょう。
- ・見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
- ・水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。

5. 雪、雨で滑って転倒

- ・送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。



これらは介助中の転倒より多く、**単独作業や移動中の油断や焦り**が転倒による大怪我と長期休業につながっています。

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「**ロコチェック**」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「**たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」**（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



ロコチェック



内閣府
ウェブサイト

利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



危険箇所の
見える化



持ち物の
制限



作業場所の
清掃



手すりの
設置



一人介助の
禁止



毎日の運動



滑りにくい
靴の着用



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

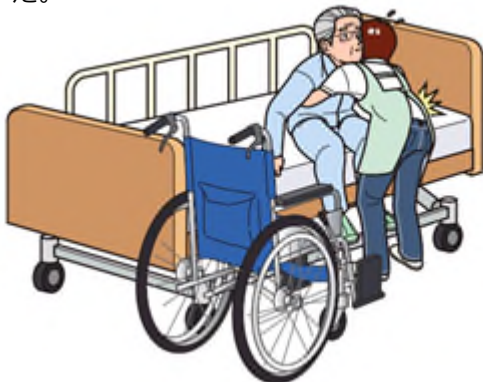
腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



参考：介護報酬の考え方／令和3年度介護報酬改定の概要

介護報酬の考え方

介護報酬は、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われるサービス費用です。

介護報酬はサービスごとに設定されています。各サービスの基本的なサービス提供に関する費用（基本報酬）に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算されます。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も、加算の種類の一つです。

令和3年度介護報酬改定の目的

令和3年4月から介護報酬が改定されました。その目的は以下の通りです。

- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図る
- 団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件※1

職場環境要件の6つの区分 職場環境等要件は、以下の6区分で構成されています。

- 入職促進に向けた取り組み
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- 両立支援・多様な働き方の推進
- 腰痛を含む心身の健康管理
- 生産性の向上のための業務改善の取り組み
- やりがい・働きがいの醸成

処遇改善加算の要件

- ・介護職員処遇改善加算
職場環境等要件の中からいずれか1以上の取り組みを行う
- ・介護職員等特定処遇改善加算
令和3年度は6区分のうち3区分を選択し、区分ごとに1以上の取り組みを行う
(令和4年度以降は、6つの区分ごとに1以上の取り組み)
職場環境等要件「**腰痛を含む心身の健康管理**」の区分では、以下の項目を求めています。

腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援 介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

※ 同加算の対象サービス：以下を除く全てのサービス
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、
特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

腰痛対策実施の参考例示※2

令和3年度介護報酬改定に係るQ&Aでは、以下のとおり「職場における腰痛予防指針」を参考に
するよう示されています。

問	職場環境等要件に基づく取り組みとして「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取り組むを行うにあたり参考にできるものはあるか。
答	介護職員の腰痛予防対策の観点から、「 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付基発0618第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添） を公表しており参考にされたい。

※1：「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知）

※2：「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」（令和3年3月26日 厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）問127 (R3.9)